

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係る 令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算の専決処分について

1 専決処分の内容

新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、令和3年5月28日に厚生労働省から自立支援金を支給することが発表された。国からの迅速な支給の要請などを踏まえ、生活困窮者世帯への自立支援金について、一般会計予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもの。

2 令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算(第5号)の概要

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	備 考
民 生 費	55,901,571	200,000	56,101,571	新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金給付事業関係経費 (0 → 200,000)
そ の 他	83,564,405		83,564,405	
歳出合計	139,465,976	200,000	139,665,976	
国庫支出金	32,918,359	200,000	33,118,359	新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金給付事業費補助金 (0 → 200,000)
そ の 他	106,547,617		106,547,617	
歳入合計	139,465,976	200,000	139,665,976	

3 専決処分日

令和3年6月24日(木)

4 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給の概要

(1) 支給対象世帯

- 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たす生活困窮世帯(生活保護受給中の世帯を除く)

- ①収 入：市民税均等割が非課税となる収入額の1/1.2※と生活保護の住宅扶助基準額の合計額以下であること
- ②資 産：世帯の預貯金の合計額が「①の※の6か月分」かつ「100万円」以下であること
- ③求職等：ハローワークでの相談や応募面接等、または生活保護の申請を行うこと

(2) 支給額(月額)

- ・単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円
- ・支給期間：7月以降の申請月から3か月

(3) 支給スケジュール

- ・令和3年7月1日から申請受付開始予定(申請受付は8月末まで)